

斑鳩町障害者活躍推進計画

令和2年3月 斑鳩町

1. 総 則

(1) 機関名

斑鳩町

(2) 任命権者

斑鳩町長

(3) 計画の位置づけ

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第7条の3第1項の規定に基づく障害者活躍推進計画

(4) 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間)

(5) 斑鳩町における障害者雇用に関する課題

斑鳩町においては、継続して障害者の採用活動に取り組んできたが、令和元年6月の障害者任免状況通報時においては、法定雇用率を下回る状況となっている。

このことから、法定雇用率の達成に向け、更なる取組みが求められるとともに、障害のある職員が、その能力を最大限発揮し、いきいきと活躍できる働きやすい職場づくりを積極的に推進していくことが求められている。

2. 目 標

(1) 採用に関する目標

【実雇用率】

・各年度において、当該年6月1日時点の法定雇用率以上

(参考) 令和元年6月1日時点の実雇用率: 1.51%

【評価方法】

・毎年の障害者任免状況通報により把握・進捗管理

(2) 定着に関する目標

・不本意な離職者を極力生じさせない。

【評価方法】

- ・毎年の障害者任免状況通報のタイミングで、人事記録に基づき、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理

(3) 職場等に対する満足度に関する目標

【職場等に対する満足度】

- ・各年度において、前年6月1日時点の満足度以上（※令和3年6月1日から）

【評価方法】

- ・毎年の任免状況通報にあわせ、当該年4月1日時点で在籍している障害のある職員（新規採用者を除く。）を対象にアンケート調査を実施し、把握・進捗管理

3. 取組内容

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備

① 組織面

- ・障害者雇用推進者として、総務課長を選任する。
- ・組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、人事担当）を整備するとともに、組織外の関係機関との連携体制の構築、役割分担及び各種相談先の整理を行い、関係者間において情報を共有する。
- ・役割分担及び各種相談先については、人事異動等により変更が生じるため、定期的に更新を行う。

② 人材面

- ・まほろばあいサポーター研修等、障害に関する理解促進・啓発のための職員向けの研修を実施する。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- ・人事評価制度に基づく面談等の実施を通じて、障害者と業務の適切なマッチングができているのかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

① 職務環境

- ・障害のある職員からの要望を踏まえつつ、継続的に必要な措置を講じる。
- ・障害のある職員からの要望を踏まえ、作業マニュアルのカスタマイズ化やチェックリストの作成、作業手順の簡素化や見直しを検討する。

② 募集・採用

- ・法定雇用率の達成に向け、公募による常勤及び非常勤職員の採用試験等の実施を積極的に行うとともに、特別支援学校の生徒等を対象とした職場実習の受入れを積極的に行う。
- ・募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。
 - ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
 - ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - ・介助者なしで業務が遂行可能といった条件を設定する。
 - ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
 - ・特定の就労支援機関からの受入れのみを実施する。

③ 働き方

- ・時間単位での年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。

④ キャリア形成

- ・障害のある職員の希望等も踏まえた研修等の教育訓練を実施する。

⑤ その他の人事管理

- ・人事評価制度に基づく面談等の実施を通じて、障害のある職員の状況把握・体調配慮を行う。
- ・障害のある職員が希望する場合には、就労支援機関等と障害特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。

4.その他

- ・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場を推進する。